

令和元年第4回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和元年12月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年12月9日9時30分			議長	品川義則
及び宣告	散会	令和元年12月9日13時46分			議長	品川義則
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	中村絵理	出	8番	河野保久	出
	2番	天本勉	出	9番	重松一徳	出
	3番	松石健児	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	大久保由美子	出	11番	大山勝代	出
	5番	末次明	出	12番	松石信男	出
	6番	栗野久明	出	13番	品川義則	出
	7番	久保山義明	出			
会議録署名議員		9番	重松一徳		10番	鳥飼勝美
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田和彦		（係長） 長野周次		（書記） 西村美香子
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也		こども課長		今泉雅己
	副町長	酒井英良		まちづくり課長		井上信治
	教育長	柴田昌範		定住促進課長		亀山博史
	総務企画課長	熊本弘樹		建設課長		古賀浩
	財政課長	平野裕志		会計管理者		酒井智明
	税務課長	寺崎博文		教育学習課長		井上克哉
	住民課長	毛利博司		こども課保育園長		高木久幸
	健康増進課長	中牟田文明		まちづくり課図書館長		城本直子
福祉課長	吉田茂喜		産業振興課農林業振興係主幹		加藤浩彰	
議事日程		別紙のとおり				
会議に付した事件		別紙のとおり				
会議の経過		別紙のとおり				

会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第43号 基山町環境基本条例の制定について
- 日程第4 議案第44号 基山町環境審議会条例の制定について
- 日程第5 議案第45号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第48号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第51号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 同意第7号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第8号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第55号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第56号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 委員会付託

～午前 9 時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る 7 日から休会中の本会議を開議します。

日程に入ります前に、質疑につきましては所管にかかわらず総括的、大局的な質疑をお願いいたします。

日程第 1 議案第41号

○議長（品川義則君）

日程第 1．議案第41号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

3 つほどお伺いをいたします。

まず 1 つ目ですけど、今回、会計年度任用職員に非常勤の方がなることによって、ボーナスは出るということです。それはいいんですけども、そのことによって賃金が減るということもあるんじゃないかと報道されておるところです。今後、賃金はどうなるのか、変わらないのかどうか 1 点ですね。

2 つ目ですけども、非常勤職員の方、非正規職員の方ですけども、やはり何と云っても、今、官製ワーキングプアと言われる中で、賃金が上がることで、それから継続雇用、これが非常に求められるわけですけども、再任用というのは確かにあります。1 年間経過後も再任用すると。しかし、法律では 1 年というふうになつとるわけですが、この 1 年ということ厳格にやることによって、今まで非常勤として来ていたのが雇いどめになるということがありはしないのかと。

最後ですが、いただいた資料によりますと、基山の非常勤職員の任用状況ということで全体で185名と。嘱託が31人、日々雇用が154人ということで185人、これが全部、会計年度任用職員という形になるわけです。これをいただいたところで見ますと、こども課が圧倒的に多いですね。67人の方がこども課に非常勤職員として雇用されている状況です。

問題は非常にそういう意味では町民の方の身近なサービス、そういう部分に非常勤職員の方が多いという現状になっているんじゃないかならうかと。今度、待遇改善になるかどうか、

ちょっとはつきりしませんけれども、今回の会計年度任用職員になることによって住民サービスの向上に結びつくのかどうか、この辺がちょっと心配されるところなんです。ちょっとその3点をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、1点目の賃金さが下がるのかというところでございますけれども、今回、来年度からのそれぞれの給与なり報酬なりを算定する中では、本年度、雇入れをしております金額を参考に格付を行っていくこととすることを基本と考えてやっております。そういった中で、全体的には若干でございますけれども、上昇するというふうに考えております。それで今度、来年度からは前歴とかを見ますので、経験がない方については現行よりも若干下がる可能性もございますけれども、基本的に今、雇入れを行っている方については下がることはないというふうに考えていますし、附則のほうで提案理由のときに御説明をさせていただいておりますけれども、そういった方については経過措置の中で少なくとも現行の水準はお支払いするというような附則もつけておりますので、そういった意味では下がることはないというふうに考えております。

それから、継続雇用の雇いどめの懸念があるのではないかということでございますけれども、確かに民間の場合は労働契約法で5年以上の雇入れについては無期雇用にするというような規定がございますけれども、公務員の場合は適用が除外されております。そういった中で、これまでも複数年、雇入れとしては単年単年でございますけれども、例えば、嘱託であったり3年を基本として雇入れなどを行ってまいりました。今回の会計年度任用職員については、あくまでも一年間一年間の契約ではございますけれども、改めて再雇用することは妨げないということになっておりますので、当然、募集は行いますけれども、その中でいろいろな経験をされてある方について採用していくことになると思いますので、そういった部分を含めると、特に雇いどめにつながるというふうには考えておりません。

それから最後に、住民サービスの向上になるのかということでございますけれども、やはり勤務をいただく方のいろいろな処遇を今回改善させていただいておりますので、そういった意味では労働意欲そのものは向上するというふうに思っておりますので、そういった意味からは住民サービスとしては向上するというふうに考えております。

確かにこども課の、例えば、放課後児童クラブであったり、保育園であったりというところで正規職員以外の方をお願いしている部分はありますけれども、現状としては、やはり1日の短時間の中ではそうせざるを得ない部分もございますので、そこについては今回の処遇改善で改善されるというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

1つだけちょっと確認をさせていただきます。

雇用継続の件ですね。原則一年と再雇用はあるというふうになっているわけですが、そうすると、もう一年勤めたいというふうな方がいらっしゃったならば、原則再雇用という形になるというふうに見ていいんですかね。いや、あなたはことし1年で打ち切りますということもあり得るのではないですか。本人から望んだとしても。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

勤務された業務があつて、本人の意思があるとすれば、その働きの条件にもよると思いますけれども、そういったところで再雇用していくことは当然あり得るというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

まず最初に、これは基本的なところを伺いたいんですけれども、今回、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によって会計年度任用職員という制度をつくるわけですね。国がなぜ今回、法律改正をするようになったのか、その趣旨ですね。まず、その趣旨をきちっとしなければならぬと。そして、この趣旨に基づいて基山町は条例の制定ないし改正をするわけですから、まずそこをひとつお願いいたします。

それから、私ずっと資料を見ていて、たくさん資料を出されてもらって、追加資料も出してもらっているんですけれども、じゃ、フルタイムの会計年度任用職員は基山町では何名が現在これに適用するようになるし、その職種は何なのかと。

そして、先ほど出された資料で185名という数字が出ていますけれども、これはほとんどがパートの会計年度任用職員になるという形ですね。じゃ、本当にこれでいいのかと。7時間働いている。正規の職員の方は1日7時間45分ですかね。実際7時間半で、15分短いだけでパートタイムの会計年度任用職員になると。この15分というのは一体何なのかという問題ですね。本来、私はパートタイムでも、そういうふうに本当にあとちょっと働けばフルタイムになるという職種の方については、極力フルタイムの会計年度任用職員にすると。それがこの法の趣旨による非正規やったり臨時職員の待遇改善につながるというふうになっていすけれども、これを基山町はどのように捉えているのかというところですね。

平成31年4月1日付で各課別の職員名簿的なのが毎年出されていますね。その中で、例えば、再任用フルタイム勤務職員、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、嘱託職員という形で、それに日々雇用職員も入りますけれども、基山町はたくさんのこういう職種の中で、一体どれがフルタイムになってするのかというのをひとつ明らかにしてください。

それから、先ほど出ましたけれども、任用と任用の空白が出てくるのではないかと。これも会計年度任用職員が終わったからじゃなくて、例えば、パートにしてもそうですけれども、任用と任用の間の空白、これの解消をやっぱり努めなければならないんじゃないかというのがあると思うんですね。この辺をどのように扱っていくのかという、まずこの3点について説明ください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、今回、会計年度任用職員制度が創設されました背景といたしましては、これまでの特別職非常勤職員の要件というものが厳格化をされることとなりました。そういった中で、その整理の中で、特に嘱託職員と本町でいう日々雇用職員等については、新たに会計年度任用職員制度を創設して勤務労働条件等もきちっと整備をするようにということでされたものでございます。また、非正規労働者の待遇改善を含む政府の働き方改革を背景に、これまで支給することができませんでした期末手当であったり各種手当の支払いを可能にしたほか、有給制度の付与や有給の繰り越しなどの処遇改善を行ったということが大きな改正点でございす。そういったものを受けて、新たに本町で制度化をさせていただいたというところでございます。

それから、フルタイムの想定でございますけれども、現状として勤務時間そのものが常勤職員と同一になっておりますのは、いわゆる８時半から１７時１５分までの７時間４５分勤務となっておりますのは、１つは地域おこし協力隊と集落支援員、この２業種についてが今なっておりますけれども、この分については他市町の状況を見ますと、なかなか勤務時間を拘束して勤務いただくよりも、やはり週何時間であったりとか、月何時間というところを上限として働いていただいたほうが効率的ということもございまして、ここについては来年３月までに見直しをさせていただいて、こちらもパートタイムに移行するという形になっておりますので、現状として基山町としてフルタイムについて想定はございません。

それから、基山町の任用形態でございますけれども、常勤の正規職員、それから再任用のフルタイム、それからいわゆる産休の代替で雇い入れております臨時的任用職員、こういったところがフルタイムの職員となっております、例えば、再任用のパートとか、そういった部分は短時間労働に該当、加えて嘱託職員などもパートに該当してくるというふうに考えております。

それから、空白の期間がないようにということでございますけれども、現状としても、特に嘱託職員については空白が生じないようなところで雇い入れをしておるところでございます。あと、いわゆる今でいう一般的な日々雇用については、あくまでも職員の補助業務として必要な時期に必要な期間だけ最低限の雇い入れという考え方でおりますので、この部分については期間的に空白が生じる可能性はあるのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○９番（重松一徳君）

法の趣旨についてはまさしく言われているとおりです。ですから、逆に言えば臨時職員、嘱託職員の処遇改善、労働条件、賃金面を含めて改善しなければならないという部分で、どういう身分に、フルタイムに入るのか、パートタイムに入るのかで全然違うんですね。そこをどのように捉えていくのかと。まず捉え方、発想が、例えば、フルタイムの場合は給与ですね。パートタイムは報酬ですね。なぜこういうふうに給与と報酬が違うのかという部分が出てくるんですね。

それともう一つは、先ほどフルタイムの職種、逆に言えば資料で出されております８ペー

ジ、9ページの非常勤職員の任用状況、これは全てパートタイムの任用職員になるという形ですね。もともとこの中には、私はフルタイムになるべき人が含まれているんじゃないのかというふうにも思いますね。例えば、臨時的任用職員というような形は、これは基本的には全てフルタイムの任用職員になるというふうな捉え方になるのかというのも私もよくわからないんですけども、もともと基山町が募集をかける場合、臨時的任用職員で、例えば、保健師とか、ずっと募集をされていますけれども、これなんかは全て勤務時間等については正規職員の方と一緒に扱いをされていますね。この点についてどうなっていくのかという部分が、さっぱりこの資料ではわからない部分があります。

もう一度伺いますけれども、フルタイムの職種はこういう職種ですよ、パートは逆に言えばそれ以外がパートタイムになりますよという形になると思うんですね。それ以外にも、例えば、会計年度任用職員に入らない臨時職員。例えば、嘱託職員とか非正規職員もいるのかと、全て会計年度任用職員に移行していくのかという部分を、少し私は資料的にはわからない面があるんですけども、ここについてももう一度説明ください。

それから、例えば、一般事務とかいう募集の仕方はずっとされますね。そのときには計算が日給、時給なんですね。今、募集をかける場合は時給幾らで全てされていますね。この資料はそういうふうな自分で計算してくださいというふうになるかどうかは知りませんが、10ページ、11ページに出されておりますけれども、これは全て月給といいましょうか、基本給基準表で出されておりますのは全部月給ですね。そうすると、例えば、これを日給とか時給に切りかえていかなければならないという場合に、この職種は明らかに日給、時給で応募にかけますよという職種がありますね。これについて金額等を出してください。例えば、いつも問題になりますけれども、放課後児童クラブ支援員とかいうのは必ず日給、時給でなりますね。給食調理員もそういう形になろうかと思います。それ以外にもたくさんあるわけですけども、そういうのを教えてください。

それから、今回、一般職の給与表に基づいて職務1級1号とか出されますね。職員の皆さんは基本的には毎年給与改定があらうかと思いますね、人事院勧告に基づいて。そうすると、今から先、会計年度任用職員の給与ないし報酬についても毎年改定をしていきますという形になるのか、これについて説明ください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、区別というか、分ける必要がありますのは、臨時的任用職員はあくまでも、先ほど申し上げましたように、例えば、産休の代替であつたりとか、あと突然職員が退職をしたときの補充であつたりとか、そういった形で雇い入れを行いますので、処遇としてはフルタイム、常勤職員と同じような条件で採用することになりますし、この雇い入れは来年度以降も臨時的任用職員として会計年度任用職員とは違う雇い入れ方ということで雇い入れをすることになります。会計年度任用職員に移行しますのは、基本的には今、いわゆる嘱託職員であつたり、日々雇用職員であつたり、そういったものが全て会計年度任用職員に移行いたしますので、そこをまず御理解いただきたいというふうに思っております。

そういった中で、確かに臨時的任用職員については先ほど申し上げましたように常勤と一緒にございますので、8時30分から5時15分までの7時間45分の勤務となっております。現状として、例えば、ほかの同じような職種でありましても、嘱託職員として雇い入れをさせていただいておる職員については、原則午前9時から午後5時までという雇い入れ方をさせていただいております。そういった関係で、来年度以降も同様の雇い入れ方をするとすれば、会計年度任用職員のパートタイムとして雇い入れをすることになりますので、そういった関係で本町としては今のところパートタイムの想定しか行っていないというのが現状でございます。

来年度からの時給単価で雇い入れる方についてでございますけれども、現行で申し上げると、例えば、先ほどの放課後児童クラブの補助員、支援員、主任支援員で申し上げますと、現状として補助員が920円が930円で想定をさせていただいております。それから、支援員が980円が1,020円、主任支援員が1,010円が1,060円ということで想定いたしておりますけれども、あくまでも来年度以降の賃金については会計年度任用職員というフルタイムの一月当たりの金額、いわゆる常勤の一月当たりの金額を基本として、それから実際、御勤務をいただく方の月額であつたり時給単価を割り返すことになりますので、今、資料でお示ししているような金額に単純になるわけではございませんで、当然、募集の折にその時給で雇い入れをさせていただく方、月額で雇い入れをさせていただく方については金額をお示ししながら雇い入れをさせていただくというふうに考えておるところでございます。

それから、あくまでも職員の一般職の給与表を使いますので、給与改定があれば、そちらのほうに連動して改定を行っていくということになります。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

詳細についてはまた委員会のほうでもらう形になると思いますけれども、国のほうがこういうふうに会計年度任用職員という新たな制度に基づいていくわけですので、国のほうがきちっとそれについては財源確保をしなければならないというのが基本だろうというふうに思っています。

資料にも少し出ていますが、今回の会計年度任用職員に移行することによって、基山町全体で年間幾らの財政負担が伴うのか。それに対して国は幾らの財政の援助をするのかと。そして、この財政援助についてはどこで、例えば、国の交付金で見えるのかとかいうのがあろうかと思いますが、国はこの財源についてどういうふうな保障をしていくというふうになっていますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、財政的な負担でございますけれども、資料にお出ししました10月末現在の雇い入れの状況の人数、いわゆる185名ということでお示しをしておりますが、この方々が移行をしたところで算定いたしますと、追加資料の6ページのほうにお示しをいたしておりますけれども、現状として1億6,650万4,000円であったものが来年度については1億8,147万5,000円、最終的に期末手当の率を少し年次で調整させていただいておりますので、その調整が終わります令和4年では2億17万5,000円ということで、最終的には3,400万円程度の上昇が見込まれるのではないかとということで現在考えておるところでございます。

確かに議員おっしゃるように、国が創設した制度でございまして、国のほうでもその財源措置については現在検討されておるようでございますけれども、具体的な補填方法であったり、補填についての法律については現状としてはまだ決定をしていない状況で、本町にはまだそういった情報は入ってきておりませんので、そういった分については情報収集に力を入れて、わかり次第、また御報告をさせていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。末次議員。

○5番（末次 明君）

会計年度任用職員については、毎年、翌年度に何人、どこの部署に雇用するかというのを予算編成の準備段階から決めなくちゃなりませんけれども、前年度の任用が基準にはなると思いますけれども、年間的なスケジュールとしてはどういう段階を踏んで最終的に議会のほうに来年度の雇用とか金額を出されるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今、令和2年度についての当初予算を各課で入力が終わった段階でございます。そちらのほうについて精査をしながら、最終的には3月の議会の折にそういった部分についてはきちんとした形でお示しをさせていただきたいと思っておりますし、やはり基本となる部分は今の現状を分析したところという形になると思いますけれども、その雇入れについては十分精査をするようにということで予算編成の説明会の折にも説明をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

前の重松議員のほうのときにも出ましたが、追加でいただきました資料6ページの7のところの会計年度任用職員制度における人件費の見込みということで、これは単純に会計年度任用職員だけで3年間に約20%上昇するというふうにも数字で示してあるんですね。そうすると、基山町非常勤、常勤職、あるいは一般職と、それから特別職もありますけれども、全体的な人件費を考えると、やはり上昇が考えられると思いますけれども、個々の個人の雇用は守られても、全体的なこういうふうな人件費の上昇というのは、基山町にとっては人員の削減とか、あるいはサービスの低下、事業の縮小につながるのかとも思えるんですが、そういうところを補うものとして何か対策は考えてあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは原則でございますけれども、やはり職員数にしても最少の人数で最大の効果を出すというのがまず原則だというふうに考えております。そういった中で、やはり必要な部分についてはきちんと対応していくべきだと思っておりますし、そういった中で一つの考え方として、来年度は新規に具体的に出てきている状況にはないと思っておりますけれども、例えば、人的な部分でも委託等で対応できる部分についてはそういった部分も一つ検討の視野には入ってくると思っておりますけれども、ただ、現状として、よその状況を見てみますと、なかなか委託をしたからといって急に予算が下がるわけではありませんので、いろいろな方策を考えながら、やはり費用対効果を考えて、きちっと人的に対応できるようにしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私も考えてみますと、やはりこれは正職員も含めまして、その段階で雇用されている方がスキルアップしていただくしかないかなというふうに思っておりますので、そのあたりをしっかりと町長を含めて対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

ちょっと確認させてください。

平成29年の法改正によつての会計年度任用職員ですけれども、なぜこれは令和2年度4月1日からのスタートになるのか。これが全国一律なのかどうか、そのあたりも含めてお答えください。

それと、大きく変わる箇所といえば、やはり区長、区長代理の部分もあると思います。その中で今回、報酬から委託というふうに切りかえられるということなんですけれども、その委託に関して改めてどういった内容を委託するのか。例えば、その仕様書等を含めて、どういった形で今回、仕事の量であるとか、仕事の内容についてお示しをするのか。そのあたりわかれば教えてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、法律改正は平成29年にあって、なぜ令和2年4月1日かというところがございますけれども、今回の改正については、重松議員の御質問の折にもお答えいたしましたけれども、非常勤の特別職の部分の見直しを含めて、全体的な業務であったり、委員会の性質であったり、そういったところをきちんと精査して仕分けを行って条例化していくということが原則となっておりました。そういった部分も含めて準備期間も相当必要ということで、国のほうでは令和2年4月1日から全団体が移行するということで、移行そのものは令和2年4月1日から制度化されるということで、これは全国統一でございます。

それから、そういった見直しの中で、特に区長については今の非常勤の特別職からは除外すべきという判断が出まして、その中で、では区長方をどうお願いしていくかという中では、1つの選択肢としては会計年度任用職員の中に含めるという考え方もありました。それからもう一つは、全国ではこれは例がないと言われてはいますが、条例化をして附属機関にするということもありました。そういった中で現実的な話をしたときには、状況的にやはりまずはそれぞれの区のほうから区長を推薦していただいて、区長に町長のほうからお願いの委嘱をさせていただいて、その委嘱をさせていただいた区長にいろいろなこれまでの業務を含めて委託させていただくほうが現実的であろうということで、そういった判断を現状としてはさせていただいておるところでございます。

この分につきましては、令和2年度の当初予算等でまた御審議いただくことになると思いますが、今、基本的な仕様としては、これまでのいわゆる報酬に見合う業務ですね。そういった部分の調整などについての委託を行っていただく分と、これまでもう既に委託を行ってございましたけれども、配布ですね。いろいろな1日、15日の配布に関する手数料的な委託を行っておりますけれども、その二本立てをあわせたところで仕様書を策定して委託させていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

それともう一点、公民館長のところが引き続き公民館長という名称で追加資料では残るようになってはいますが、これはやはり社会教育の関連で公民館長として残すということ

で理解してよろしいでしょうか。ここもこの際、委託内容に含めて委託でできなかったのかどうか、そこの検討をどうされたのか、そこもちょっとお尋ねします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

委託の検討の中では、確かに区長と各区の公民館長が一緒というところもあって、そういうことも考えられますが、基本的にはそれぞれで御推薦をいただいて任命していくという形になりますので、公民館長の現在の報酬そのものが6万円程度であったと記憶しておりますけれども、少額であったことから、その分については有償ボランティアという考え方でできるということで、報酬から来年度は報償費のほうで対応させていただければというふうに考えておるところでございます。

業務内容については特段変わるわけではございませんけれども、従来どおりということでお願いをさせていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今回の改正ですね。やっぱり私としてははっきり言って念願やっとかなったということで、特に区長、久保山議員が言われましたように、そもそも私も相当前から区長に報酬を払うことは何事かと。報酬というのは町長から雇われている人たちに払うのが報酬であって、何で区長たち、区長と町長は同格なのに報酬を払うとは、改正してくれ、事務委託料ですべきということを何回も言ってきて、今、総務企画課長も、やっとこの法律が変わったから、はっきり言ってやっと変わったということの状況のようです。

今、久保山議員からありましたように、これは区長個人に委託するということになって、1つ、先ほどありましたように、私も公民分館、この報酬という捉え方の委託というのは非常に私は問題があると思うし、やはりそれをすると、区長に町長の事務委託に対する分を報酬として払っていたのは法律違反というか、問題だということで委託料になったから、この際、その支給内容、今、委託料、これが大きな、せいけん区長たちとその辺を十分意思疎通しておかないと、基本的に私は個人的には委託料というのは各区のいろんな長の個人だけに払いよる委託と各区に払う委託とあると思うんですよ。同じ、いろんな町の業務でも。委託

料は全部区長個人に行くのか、各区に行く委託料というのは発生しないのか、その辺をお伺いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに区のほうに直接委託をするというやり方もあると思います。ただ、現状として、これまでやっぱり区長に、議員お考えになっている報酬で渡すのはおかしいという考え方ございますけれども、私どもからすると、特に雇い入れているという感覚ではなくて、お願いしていることに対してのお礼ということで支払ってきとったわけでございますけれども、そういった中で、今回、委託をどちらにすべきかということを考えたときに、これまでもやはり区長に対する、いろいろな取りまとめを行っていただいている部分に対する報酬という部分の要素もあったことから、繰り返しになりますけれども、まずは各区から推薦していただいた方を区長としてお願いの委嘱をさせていただいて、その区長に委託をかけるということで考えております。確かに区そのものにいろいろな運営をする中での補助金であったりとか、そういうところとは性質が違うのではないかというふうに思っておりますので、あくまでも今回の制度導入に伴うところの分については、区長というお願いをした私人に対して委託するということで考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第41号に対する質疑を終結いたします。

日程第2 議案第42号

○議長（品川義則君）

日程第2．議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

総括的な質問をと言われていましたけど、ちょっと所管以外で議案書10ページのところの使用許可の第8条3項でしょうかね。ちょっとこの辺がよくわからなかったんですけど、

「施設の管理運営上必要があると認めるときは、使用許可に必要な条件を付すことができる。」、ちょっと細かいんですけど、どういうことでこういう項がつけられたんですかね。必要条件というのは。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

こちら管理運営上、一般的な条項にはなりますけれども、今回のことで申し上げさせていただければ、公共用施設としてたくさんの方に借りていただくということは当然大前提としてありますが、保育所だったり、子育て交流広場だったり、未就園児等も利用していることから、例えば、大きな音を立てたりとか、飲食等をするとか、そういった場合等も想定されますので、申請の内容にもよりますけれども、そちらに条件をつけさせていただくといった内容でございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○４番（大久保由美子君）

じゃ、ここの中でいえば、「必要な条件を付すことができる。」だから、その時々々の条件で、そういう条件を使用許可だからつけていく。事前にとということじゃなくて、その時々でということですよしいんですかね。認めるということであれば。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

使用申請を出していただいた場合に許可を出しますと。その都度都度に条件等があればつけていくという形になるかと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○８番（河野保久君）

みらい館というと、住民の人たちから見ると、あそこは保育園が建つんだらうという感覚なんですよね。じゃ、何かそういう交流広場的なものも施設としてつくるんだよというような話をしても、それは何なのというような感覚の人がまだまだ多いように思うんです。せつ

かく建てるんだったら、交流広場というのはこういうことができますよというようなものの周知というのはどのように図られるのかなと。それも早目にやっておかないと、あそこは単純に保育園だけというような認識で捉えられると、随分やっぱり住民の人との認識のずれが出てくると思うんですけど、その辺は何かお考えのところはありますか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、交流広場等についてでございますけれども、まず利用者については年間1万人ほどが利用されております。たくさんの方が来られているかと思います。それから、交流広場を設置するということでございますけれども、平成29年11月に基本構想のほうをつくらせていただいております。その中で保育所と並列して交流広場、こういう事業をしますということも住民の方に周知をさせていただいたところです。パブリックコメント、住民との意見交換会、公立保育所ですね、基山保育園との意見交換会の中でも交流広場についてたくさんの御意見をいただいております。たくさんの方が交流広場についての理解もしていただいていると思っておりますので、まずはある一定の理解は得られていると思っています。と同時に、やはりおっしゃられるように新しく入ってきた方等もいらっしゃいますので、建物だけ見てわからない分もございますので、1月以降、議決いただきましたときには、こういう運営ができます、またこういう申し込みができますというのは周知徹底を図っていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

所管ですので、基本的なことを町長にお伺いします。

基山っ子みらい館、今、河野議員からもありましたように、新しい試みで非常にいいことと思っておりますけど、一番大事に思うのは基山町立保育所という名称。今、年間1万人の交流広場利用者があると言いますが、基山町立保育所については年間何十万人になると思っておりますけど、その頻度で考えた場合、基山町には保育所はないのか。保育所設置条例は廃止されたんですよね。児童福祉法の第24条ですか、それで言う保育所を設置するときは条例を設定して下さいというのが、基山町立保育所設置条例がなく、基山町には児童福祉法で言う保育

所は存在しない。交流広場はありますよと。その中で何かちょこちょここと保育所はやっていきますよと。そういうイメージになるというのは、基本的に私からすれば、欠陥条例とは言いませんけど、この内容には幾つか私も担当課長には10項目ばかり質問していますが、こういう基本的なことを町長はどう思われますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、第4条で保育所を位置づけておりますし、第6条で保育所と児童福祉法の関係も位置づけております。それから、実態的にちゃんと保育園というきちんとした名前は看板としても残しますし、園長もきちっと管理職を立てますので、保育園が埋没するような心配は全くないというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これは言ってもまた平行線だと思いますけど、私としては、全国何千市町村あると思いますが、町立・市立保育所設置条例、どこでもあるんですよ。基山町の町外の方が転入されて、基山町の例規集は直接見られるかどうかは知りませんが、基山町立保育所設置はどうなっておるか調べたとき、ここの条例まで行き着かないんですよ。やはり私としては、基山町の例規集に基山町保育所設置条例というのは廃止をしなくて登載しておかないと、基本的な設置条例では欠陥条例と言わざるを得ないということだけ申し上げておきます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

あと1回できると思いますので、追加資料の1ページですね。管理体制の図表というか、いただきましたけど、交流広場のほうには係長、係員、事業者という形で枠を書いてありますが、係長も常駐されるのですかね。その交流広場の中で1日。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

こちら資料のほうをつけさせていただいていますのは、まだ案の段階でつけさせていただいております。現在、保育所のほうと想定しています交流広場事業のほう、今現在も交流広場として運営している者のほか、コンシェルジュ等、それから相談事業等も多数行っております。現在、わかりにくい事業等もございますので、ここで1個集約をして住民の方にきちんと可視化できるような形でしたいと思っております。ただ、まだ予算編成の時期でございますので、どこまでの事業をするかによって常駐であったり、そういうところも今現在検討しているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

先ほどから議論されていますけど、周知徹底する分、基山っ子みらい館の中に保育所の分もちゃんとあるんだということなんですけれども、やはり周知できていない部分が多いかなという気が私はしているんですね。イメージでもいいです。簡単に聞きますけど、あそこに来たときに基山っ子みらい館という看板は立つと思うんですけれども、保育園という看板はどういうふうな形で今考えているか、それだけでいいですからお願いします。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

当然、その看板については今検討しております。基山っ子みらい館という看板は当然できますけれども、保育所としてのわかりやすい看板というのも想定はしております。

それから、入り口が1カ所になります。入って事務室等があって受け付けをするような形になりますので、入った方が左側は保育園、それから右側に交流広場、それから奥のほうで借りられるところがあるというふうに、入っただけで複合施設とわかるような形の表示は必ずしたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

今までとちょっと感じが変わってくるので、交流広場としての機能が結構高いと思うんですけれども、保護者の方とか、そういった方が戸惑わないような格好をぜひともお願いした

いと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

所管ですので、1点だけ基本的なところを伺います。

基山っ子みらい館の条例施行規則で日曜日は休館しますよと。この日曜日に休館する基本的な考え方を聞かせてください。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、こういった人員のほうでするかというところもございますけれども、先ほどから議論が出ておりますとおり、保育所と交流広場の複合施設でございます。保育所のほうが日曜日、職員のほういませんので、まずは保育所があいている土曜日までというふうに今想定をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

細かいところかもしれませんが、資料の1ページの使用料のところですか。基本的にはこれは子育て関係の何かの集まりなどで会議をしたりというところでしょうか。それとも一般的に、ほかの町民会館などと同じように、違う話し合いの中身といいますか、それでできるのでしょうかが1つと、もう一つは追加資料1ページの先ほどの管理体制の表ですけれども、交流広場の一番右の事業者等は具体的にどういう人を指すのか、教えてください。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、利用者についてでございます。利用者は基山町内の方、町外の方、皆さんが使えるような施設というふうにしたいと思っております。ただ、減免規定のほうについて記載というか、調整を今行っているところですが、当然、基山っ子みらい館、基幹系保育所としての機能を有します。それから、基山町内全ての方の保育園等についても利用していただ

きたいと思っておりますので、基山町内の保育園、小学校等については無料で利用できるような施設というふうにしていただきたいと考えておりますし、現在、PTA活動等も想定しております。そういった関係で夜の9時まで開館というふうにしておりますので、そういった方にも御利用していただきたいと思っております。それから、当然、保護者だけの活動等も想定をしていますので、そういった方も利用していただければというふうに思っております。

あと事業者等でございますけれども、現在、交流広場のほうは社会福祉協議会のほうに委託をして運営しておりますので、人員等の増がなければ委託というふうに想定しておりますので、委託事業者。それから、基山町のほうが共同で運営をしていくというふうに想定しております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第42号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第43号

○議長（品川義則君）

日程第3．議案第43号 基山町環境基本条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

このような環境条例については、どうしても理想的で、こうありたいという願望が詰まったものになるとは思っております。第2条の定義の中に書かれています町民、滞在者、事業者には基山町の思いをどういうふうにして伝えていきたいと考えてありますでしょうか。町民の思いですね。理想的な文章になっておりますが。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

条例の中でも繰り返し述べておりますが、環境の保全と創造に取り組んでいくということをしかりと理念に置いた計画等、今後つくってまいりますので、その計画を実施する中で

丁寧に御説明し、事業者と町民と行政と一緒にしないと形が整ってまいりませんので、足並みそろえていけるように、特に業者については出向いてお話をしながら、取り組みを進めるときにはしっかりと進めていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

この条例の文章を今度は実情に合わせた形で基本計画にすることになるかと思うんですけども、基本計画を立てる段階で、今度は逆に立て札や立て看板がふえれば、ごみを捨てるなどか、あるいはごみを拾いましょうとか、そういうことを決めて立て看板がふえると逆に環境が悪くなるとかいうことがあります。ここにあります基山町環境審議会での決定事項というのは、この決められたことの中に、いかに町民の声を入れていかれるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まず、環境基本計画を策定していく中では、庁内のそういう委員会をつくりまして、実態の事務事業と合わせた形で行動計画的なものになってくるところも協議していきたいと思えます。

あと審議会の委員につきましては、計画をつくっていく中で幅広い見識の方に集まっていただきます。町民の代表の方も集まっていただきますので、そういう中から、多方面から基山町に即した計画にしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私が聞きたいのは、この審議会で決定された事項というのが本当に正しいかというのがやっぱりあるので、そこには最終的には町民の思い、声が入っておかないと、どうしてもすれ違うということになるので、そのあたりはどういうふうにして決定事項であったとしても声が入るようにされるんですかというふうなことをお聞きしたんですけど。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

計画の策定の手順におきましては、まずでき上がった素案につきまして、何度も素案を書きかえることにはなると思うんですけれども、その段階におきまして町民との意見交換会は開催していきたいと思います。それから、素案につきましてはパブリックコメントも当然とってまいりますし、議員の皆さんとも全員協議会等あわせて御意見いただいきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

基本的なこととは思いますが、今、世界では御存じのとおり地球温暖化防止ということで温室効果ガスの排出抑制と、これを図る必要があるということで国際会議等開かれていますけれども、基山町で今回条例を制定するわけですが、現在、基山町で基山町内の環境をめぐって具体的な問題とか課題、これがちょっと私は見つけきれないわけですが、そういうのは何があるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

これは繰り返し議会の中でも議論してきていただいておりますが、基山町におきましては、まずごみですね。平成30年度に事業系ごみを導入させていただきまして、その効果は今から少しずつ出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、そういう燃えるごみの中から回収できる資源を回収していくというのは、すぐには取り組みませんが、今後の大きな流れの中で課題になってくると思います。

また、生活の中で、もう一度改めて住民の皆様にも、緑のカーテンとか、車じゃなくて歩いていこうとか、そういう細かいことから、水の節減も含めまして、生活の中からそういう環境に負荷を与えるということがあるということをPRしていくと。そういうことが少し欠けていると思いますので、そういうことに取り組んでいきたいと思っております。生ごみの補助金も持っておりますので、そういうこともしっかりPRしていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうしますと、基山町での環境問題としてはごみと。ごみの排出を減らすとか、それからリサイクルとか資源化を図ると。これが課題であるし、それから暑い夏が続いておりますけど、それを少しでも抑えるためにも、そういう緑のカーテンとか、いろいろやっていくと。そういうことが基山町として具体的に目に見える課題と。今からいろんな計画を立てていけるわけですが、今、町民の中で何が課題なのかという分をやはり1つははっきりしておく必要があると。町民の人に訴える必要があると。基山町ではこういうのが課題です。これなくしては、何か環境条例をつくったところで協力しよう——協力といいますか、全部で基山町の環境を守るために頑張っていこうという気色にはならないと思うんですよね。だから、そこをやはり明確にする必要があると。今の答弁では何かごみだけというような感じがちょっとするので、ごみの排出を抑えましょう、リサイクルを進めましょう、資源化を進めましょうということだけの感じがするんですが、どうですか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

少し私自身がまだ勉強不足のところもありまして、具体的なところを多数お示しできないところはありますけれども、基本的には今、議員おっしゃっていただいたように、わかりやすく具体的な、行動できるような環境基本計画にしていかなければいけないなというふうに思っております。厚みだけがあって白書のようなものではなくて、町民の皆さんが理解し、行動に賛同いただけるような計画にしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

余り詳しいことを言うつもりはないんですけれども、環境という言葉は非常に難しくて、やっぱり広義的な意味も含まれますし、かなり先ほど言われました生ごみのような狭義的な話でもあるわけです。その中の基本計画を今回つくるということで、例えば、環境とここにリンクして景観という言葉を検討されたのかどうか。ある種、環境に入ってくると思うわけですよね。その中で景観というものに対してどういう認識を持って考えられているのか、お

尋ねします。

それと、基本理念の第3条の中の(2)に里山という文言が出てきます。基山町という里山、一体どういうイメージをお持ちなのか、あわせてお聞かせください。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まず、景観につきましては検討させていただきました。ただ、環境の大きな方針を定めていきます計画の中におきましては、景観も本当に広うございますので、町の、例えば、守っていくイメージですけど、京都の景観条例みたいな、そういうふうな景観で考えると環境基本条例にはちょっと余りにもなじまないのかな。なじむ部分もあるかもしれませんが、なじみにくいというふうに思っておりまして、景観自体は町民生活の中で不快に感じるような景観があれば、それは環境基本計画の中でも考えていかなければいけないなと思っているんですけど、町の景観そのものについては環境基本計画の中では余り大きなウエートを置くというか、そこまでは余り強く考えておりません。検討は一応させていただきました。

それから、里山につきましては、やはり基山（きざん）をシンボルとしました基山町ですので、豊かな緑と清らかな水、この澄んだ空気を子どもたちに残していきたいという思いがありますので、基山の基山（きざん）を中心とした豊かな自然を里山と考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は基本的にはこの条例でいいんだろうなというふうに思いますけれども、時間を結構かけて今回制定されたわけですね。ことし3月に素案を作成して、パブリックコメントを求められて、そしてずっとそれから見直しも含めてされてあるんだろうと思いますけれども、1点は素案から変わったところがあれば、ないしつけ加えたことがあれば、それを説明ください。

それから、例えば、7区あたりも公害問題を含めて環境にはえらく前から神経を使ってきた地域でもあり、区の中に公害対策委員会等を設置して年に活動もずっとやっているわけですね。そうすると、その中で、例えば、企業、この文章では事業者という書き方をされていますけれども、事業者の役割、この表現がやっぱり私は強くしなければならないというよう

な意識を持っています。例えば、第7条で、ずっと読み上げて、「自らの責任において適切な措置を講ずるものとする。」。講ずるものとするじゃだめなんだと。講じなければならないというぐらい、この環境基本条例をつくる意思といいましょうか、それをやっぱり明確に出すべきではないのかと。そうすると、町の役割だったり、町民の役割だったりする部分についても、やっぱりきちっと表現するところは表現しないとだめなんじゃないのかなというふうにも思っています。これについて説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

素案から変わったところがございますが、いろいろと何度も読み返しをさせていただきまして、基本的には語尾の調整とか、前後の読み方をきちっとそろえるというようなことをさせていただいております。基本的な条項の中身とか、大きな内容につきましてはの変更はございません。ただ、語尾とかの修正につきましてはある程度時間をかけてやらせていただきました。

あと事業者の役割のところですけど、確かに事業者には強く、しっかりとした態度で臨んでいく必要があると思っておりますが、言葉尻につきましては町民の役割、町の役割、滞在者の役割、事業者の役割ということで語尾をそろえさせていただいております。これは基本条例ということで、表現としてはこういう形でやらせていただいておりますが、今現在も8つの事業者の皆様につきましては水質の検査等もさせていただいておりますので、今後も公害については厳しい目で見ていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

これを進めるに当たって、これは基本条例ですから環境基本計画ですね。条例の施行後、二、三年、ちょっと時間をかけますよと。二、三年時間をかけるということは、今から基本計画の骨子も含めて審議会の中で議論していくという形になるかと思えますけれども、今の段階でどこまでを求めていくんだと。例えば、私たちもいろんな行政視察をする中で、環境基本条例についても昨年からしてきたわけでもあるんですけども、本当に、例えば、山口

県宇部市とかいうところも物すごくやっぱり厳しいんですね。そこまで求めるのか。基山町はそこまで求めませんよとかいうのもあると思いますけれども、今の段階で基山町の基本計画をどの段階まで求めていくというふうなことで今から作業を進めますか。二、三年をかけるんですから、ある程度のことは骨子がなければ難しいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

逐条解説の中で2年から3年と書かせていただきましたのは、スケジューリングを来年からスタートを切ったとして組んでみますと、どうしてもやっぱり1年では難しいということで2年から3年ということで書かせていただいております。

また、先ほども考えを少し述べさせていただきましたけれども、どこの環境基本計画を見ても物すごいボリュームになっておりまして、ほとんどが国の計画の部分を引用したりとか、よく似ているようなものが多いございます。多いところは100ページぐらいありますね。そういうところもありますので、基山町としてはもう少し町民に寄り添ったというか、わかりやすく具体的な内容に変えさせていただいて、少し行動計画に近いような、枚数はそんなにボリュームがある白書みたいなものを一生懸命お金をかけてつくるのではなくて、ある程度細かい、専門家に頼まないと分析できない部分は出てくるかもしれないんですけれども、職員で今ある一般廃棄物の基本計画も持っておりますので、そういうものを活用しながら、わかりやすい、余りボリュームにこだわらない基本計画にしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

二、三年かけて何をやるかという、そっちのほうの答えなんですが、まずはさっき松石信男議員は、ごみ、リサイクル、分別だけかという話だったんですけど、多分分別はすごく大きな議論になるというふうに思います。その他のプラ、その他の紙。残念ながら一緒にやっている筑紫野市とか小郡市はやっていませんし、検討もしていないと思いますが、そういったことについてもまず検討しなければいけないというのが1つですね。

それから、今、既存でやっています水、騒音、大気につきましても、もうちょっと厳しい

視点で住民の方々の御意見を聞きながらやっていくということもあると思います。それ以外には、今もやっていたり一時期やっていた生ごみの削減の話、それから雨水の再利用の話、そういったものもあると思います。それから、子どもたちに対しての、これは教育委員会と連携しなければいけないというふうに思いますけど、環境教育みたいな話も出てくるというふうに思います。その中から広げていくと、省エネとか、先ほど話題になっていました景観も答弁いたしましたとおり、例えば、不法投棄、山積みになっているようなものに対してどういう手続でやっていけるかみたいな、そういうことも計画の中でうまく考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、環境というキーワードで、今の基山町の現状にかかわるものでない限りは、逆に言えば基本計画を立てる必要もないというふうに思いますので、基山町の現状を少しでもよくするために、今申したようなものを初め、その他も含めたところで広範囲に検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、逆にこの部分も検討すべきじゃないかという話がございましたら、いつでも言っていただければなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

先ほどの重松議員の質問を受けてちょっとお尋ねいたします。

事業者の役割、第7条の分なんですけれども、この第7条によって抑制され得る事業者等、想定されるものがあるのかどうか。基本計画の中でこれから定めていくのか。例えば、産業廃棄物の最終処分場ですとか、そういったものがここにどんとかかってくるのかどうか。どのあたりまで想定されているのかということをお尋ねします。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

事業者の役割につきましては、基本的には事業者の責務というのは法律で厳しく制限されてありますので、そういう部分はちょっとありますけれども、一応この中で私が考えているのは、町が行う施策と一緒に取り組んでいこうということを考えておりまして、町が計画の中でリサイクルの項目を課題として上げているということになっていきますと、事業者につい

でも、例えば、廃水をトイレの水に流すような今度の改善のときにはやってくださいとか、そういう環境的な企業として取り組まれる内容について具体的なお願いをしたりとか、そういうところもしっかり責務としてやっていただきたいというふうなことを考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

ちょっとわかりづらかったんですけれども、この条例によって抑制される規制とか事業者等はないということで現段階はよろしいですか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

法律とかであります条例の横出し条例とかありますが、この条例でさらにそういう制限をかけたり、そういう条例に対して強い制限をさらにかけるというようなことは考えておりません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第43号に対する質疑を終結します。

ここで11時まで休憩いたします。

～午前10時49分 休憩～

～午前11時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第4 議案第44号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第44号 基山町環境審議会条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

議案第43号の条例をもとに、今度は審議会条例の制定というふうになりますけれども、第3条の委員の構成、私ははっきり言いますけれども、今いろんな審議会がありますけれども、そういうふうな審議会の構成の仕方です。今回の環境基本条例を制定する審議会をあんまりしてもらいたくないというのが素直なところです。

1つは、報酬を払いますから中学生というわけにはいかないと思いますけれども、例えば、私は高校生に報酬を払って参加してもらおうと。高校生が無理ならば、大学生に報酬を払って参加してもらおうとか、そういう新しい人をこの審議会にはぜひ入れてほしいと。当然女性の方も——今でもいろんな審議会には女性の方も入っていらっしゃいますけれども、できるだけ若い人で基山町の将来を考えてもらえる人を対象にしたいと思います。この第3条で考えられている、例えば、行政機関の職員とかいっても、なるべくならば、若い人をこの中にも入れてもらうみたいな発想が持てないかについて質問いたします。

○9番（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

確かに環境基本条例、環境基本計画をつくっていく中では、学生や女性の意見というのは大変大事な意見と思っております。しっかりとそういう意見も反映させた計画にしていきたいと考えておりますが、今考えている部分でいきますと、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、住民の代表者、学識経験者とございますので、住民の代表者ということでいけば、一般公募もしてまいりますので、今現在は考えておりませんが、可能性的にはできないということはありませんので、ちょっとその辺は十分検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第44号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第45号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第45号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

これは資料と追加資料をいただいていて、追加資料のほうがわかりやすいので、追加資料の3ページを見ながら、ちょっと御質問させてもらいたいんですけれども、まずこの条例を設置するに当たって、ここの駐車場を時間貸しではなく、月決めにした理由ですね。駐車場の需要といたしますか、その辺を含めてどういうふうに検討されたのか、御説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、この駐車場を考えました目的といたしましては、町民の利便と交通安全に寄与するということで考えております。交通安全は何かといいますと、路上駐車等、横断歩道なり、そういった視界の妨げとなるような部分に停車をしますと、やはり交通安全上、問題になりますので、そういったものの解消をして、安心・安全な町づくりをしたいというところで考えております。

○議長（品川義則君）

質問に答えていないですよ。

○建設課長（古賀 浩君）

時間貸しではなく、月決めにしたところは、そういった意味で、短時間の駐車をするのではなくて、路上駐車等が減少するというようなところを考えておりますので、月決めという形で考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

路上駐車をされていると言われてはいますけど、仮に、けやき台の住民の方であれば、車を取得する際に車庫の確保はされていると思うんですよね。車庫に入れるほどではないということで、道路にとめるほうが駐車しやすいから、そこに一時的にとめているとか、あるいは近隣の方が訪れてとめているということになろうかと思います。そういう意味から考えると、車庫証明をとられているのであれば、とめてある方は基本的には駐車スペースを持ってある。よそから来られる方がとめるところがなければ、駐車場にとめるということで考えると、月決めではなく、一時駐車というほうが妥当ではないかと思います。

それと、近隣の駐車場の状況を私もよく調べていませんが、有料の時間貸しの駐車場がありますよね。あちらが結構午後になると駐車スペースがいっぱいで、なかなかとめられないというようなお声も聞きます。そういう意味からすると、パーク・アンド・ライドの促進とかということを考えれば、時間貸しのほうが妥当ではないかと私は思ったんですけど、その辺はいかがお考えですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、御意見をいただきまして、御意見の中には、外に出ておられます子どもなり、そういった方々がとめるところがない。あるいは、子どもの車がふえてまいりますので、けやき台のほうが何といたしますかね、段差が大きい宅地もございまして、物理的に駐車場の用意ができない。そのような形で、どうしても駐車場の確保が難しい部分もあるかと思います。ただ、私どもとしては、月決めにした一番のあれは、そういった外から子どもが帰ってこられ、将来的にはまた継続した住居を構えていただくような形もありますので、そういった意味で、短時間で時間貸しという部分ではなく、月決めにしております。

もう一つは、今回、白坂久保田2号線の開通をいたしますので、ここで今の行きどまり道路から通過交通になってまいりますので、そういった意味でも、外から一時的にでも戻ってこられた方の分を確保するのが必要じゃないかという御意見もありましたので、総合的に検討しまして、そういう判断をいたしております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

提案理由のところにも書かれていますが、住民生活の利便についてということはわかるんですけど、交通安全というところで考えると、少しちょっと趣旨が違うのかなというふうに私は思いました。

それと、これは27台駐車スペースがありますけど、その先の利活用について、これも先ほど申し上げたパーク・アンド・ライドの促進という部分で、例えば、駐輪場にするとかいうことは検討されなかったんですか。条例の設置とまたちょっと違うかもしれませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、駐輪場につきましては、今、三国・丸林線の道路改良を進めるようにしております。その中で、パーキングの周辺に駐輪場をもともとつくってございます。ただ、それは簡易的なもので、非常に台数も不足でございまして、そういった周辺と一体的な検討を現在させていただいておりますので、そういったところで考えていきたいと思っております。

この行きどまり道路と言いますけれども、ここは転回広場になりますので、全部を駐車場という形ではいけないのかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございせんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

まずは、この条例の中の3,500円という使用料の根拠ですね、それを一つ教えてください。

それから損害賠償、この場合は物件とか、被害を与えた場合に賠償しなければならないと書いてありますけど、ほぼほぼここは日中は無人の方が多んじゃないかなと思います。どういう形でそういうところをチェックされるのか。要するに防犯カメラとか、そういう設置はないのか、検討されていないのか。

2つお願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

使用料につきましては、民間の月決め駐車場と隣接してございますので、一応こちらのほうと合わせた形で3,500円という形にさせていただいております。

損害につきましては、案内板なり、防護柵なりを駐車場の誘導等で作りますので、そういった破損等を想定いたしております。

○議長（品川義則君）

防犯カメラ等はつけないのかということですけど。

○建設課長（古賀 浩君）

防犯カメラにつきましては、現在のところはまだ考えておりません。

○議長（品川義則君）

ほかに。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

これは基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例ということなんですけれども、まず第2条で駐車場の名称等が書かれています。基本的なことなんですけれども、基山町は今後はこれ以外には基山町営の駐車場としては考えていないということなんではないでしょうか、それとも、考えるときはまたそこを構成するのかどうか、そこら辺をちょっと。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、これで様子を見たいと思っております。また、必要に応じてふやしていくことはあるかと思いますが、現時点では、こちらのほうでまずは考えていきたいと思っております。もし必要があつてふやす場合は、施設の名称がふえていく形になるかと思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

建設課としても、けやき台の周りを結構回られて調査も過去にされていますよね。そういったことで、場所が変わっていく、ふえるようなことがあるのであれば、ここは場所を特定しなくて、町長が認める場所とか、何かそういった文章のほうの方がよかったのかなという気はするんですけれども、そういうことで変えていくということではよろしいですね。この答えは結構です。

現地なんですけれども、ちょっと見させてもらおうと、確かに2車線、通ろうと思えば通るところなんですけれども、そこに車がとまってかなり狭いなというような感じがするんですけれども、まずとめるときも90度に入り込むというのが——今、若者が持っている車は結構大きくてどうなのかなと。実際にとめてみるとわかりますけれども、通行する車両と近い、接触事故とかそんなのはないのかなという気がいたします。少し斜めにとめたら入りやすいのかなと思うんですけれども、斜めにとめると台数が入らなくなると。そういった検討をされてのこういった配置なのか、非常に危険性と配置の問題があるんじゃないかと思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、配置については議員おっしゃいましたように、現道の町道の跡を有効利用するという考え方ですので、その範囲内でできるだけ利用できる範囲をまずは検討し、それが安全として問題ないかどうかという形の検討をしております。

内容としましては、こちらが通過交通ではないという部分で、ある程度限られておりますので、そういった面では、この駐車場に入る部分についても安全に運転をしていただければ大丈夫だろうと思っております。当然そういった案内標識等では啓発を促して行って、安全に利用できるような形はとっていきたいというふうに考えております。

道路といたしましても、実際、車は4メートルの範囲で走るといった形の車道という区分になりますので、50センチ程度の余裕幅はあるかと考えておりますし、このように道路から接して入るといった駐車場はございますので、先ほど言いましたように、看板等でしっかりと安全性の確保をしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

まず、なぜあその場所に駐車場をつくったのか、その理由を聞きたいのと、もう一つ、コミュニティバスが現在あそこから、多分けやき台のほうは四丁目のほうから来てあの坂をおりて、今、駐車場のあるほうに曲がって、民間の空き地を利用してUターンしてまた戻ってくるという形で運行されていると思いますけど、僕が話を聞いている範囲では、コミュニティバスは、しばらくは今のルートで運転するというふうに聞いていますけど、その辺は間違いないですね。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、場所の決定理由につきましては、先ほど言いましたように、白坂久保田2号線が開通するという部分で、この周辺での駐車場が必要だという皆さんの御意見もあり、現状もあって考えております。その中で、町有地を前提として考えておりますので、町有地の有効

利用として、今回、この場所が一番近隣であり、かつ行きどまりという中で交通量が少ないという形で考えております。

道路として、この場所の件を少し触れさせていただきますと、現在、コミュニティバスは民間の駐車場を利用させていただいて転回をしておりますので、通常の進行しかございませんので、そういった意味は、通常、コミュニティバスと普通車はすれ違える幅員ですので、安全性は確保されているというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

実際、歩かれているのかどうか知らないですけど、白坂久保田2号線の本線というんですかね、新しくつくる突き抜けたところ、あそこは交わりますよね。下から来ると、歩いているだけでも、白坂久保田2号線のほうから来る車がすごく見つらいんですよ。だから、交通安全という意味で、何であそこにつくったんだろうなと僕は疑問に感じております。自転車が下から来たり、下の民間の駐車場の車が来たり、通り抜けになるわけだから、新しい車も通るわけですから、何かそこで事故が起きやせんかなと思っているので、十分その辺はよく状況を見ていただいて、事故の起きないような形で、いずれ、行く行くコミュニティバスはほかのルートということになるんだと思うんですけど、その辺は間違いないですよ。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まだ検討段階ではありますが、コミュニティバスにつきましては、次のダイヤ改正のときには基山パーキングに近いところに、バスに直結できるような形でアクセスが向上するような場所にバス停の移設というのを今検討しておりますので、そうは言いましても、ダイヤ改正は通常10月1日でございますので、この駐車場を運用開始して、少なくとも6カ月ぐらひは、今言いましたように、ちょっとこの駐車場の前を通してコミュニティバスは現在の基山パーキングエリアのバス停のところに行くような形になりますので、次のダイヤ改正に間に合うようにバス停の移設のほうを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

住民の皆さんが一番危惧しているのは、あそこが通り抜けになったおかげで通行量が多くなったり、それですら、住民の方は事故に対する危惧が強くなっていますので、十分あの辺の周りの環境というんですか、交通安全対策については住民の皆さん側の意見も聞いたり、僕は僕なりに自分でいろいろ調べて提案もしたいと思いますけど、十分配慮していただきたいということを要望して、終わります。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

基山町に新しい条例が発足した、町営駐車場の設置及び管理条例ですけど、この中で位置はけやき台四丁目57番地ですが、基山駅前の駐車場は何で入っていないんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、基山駅前は駅前広場の駐車場という位置づけとしております。今回の分は、道路法上の道路管理者がつくる附属施設の駐車場というところで、ちょっと根拠法令等が違ってまいります。

それから、基山駅前についても非常に駐車がマナー的に悪いものがございますので、その辺も有料化も含めた検討を今行っておりますので、そこについてはまた後の検討の段階でまたこういった駐車場の検討した結果をお出ししたいと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

担当課長はなかなか言いにくいので、町長、駅前の有料としての考え方は、今、課長が言われるように無料で自由に利用してくださいと、長時間駐車とか、いろんなものがあると思いますけど、基山町として、今後、駅前は有料駐車場としてコイン、時間帯、いろんな方法があるのでしょうか、町長の考えはどうですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

あそこが駅前の広場でＪＲとの協定広場になっています。だから、今のままだとできないので、今、抜本的な見直しをＪＲと協議しています。この協議がなれば、町としてあそこを有料駐車場にしたいと思っています。ただ、ここだけの話じゃなくて、ＪＲはいっぱい同じようなものを持っていますので、かなり交渉は難航しております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第45号に対する質疑を終結いたします。

日程第 6 議案第46号

○議長（品川義則君）

日程第 6．議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○ 9 番（重松一徳君）

ここで育児休業に関する条例の関係が出てくるんですけれども、これも中身的には会計年度任用職員に伴う部分も入ってきている部分がありますけれども、育児休業の取り扱いについて、ちょっと私も理解不足がありますので、説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回、制定をさせていただいております会計年度任用職員についても、育児休業は一定の要件を満たせば適用することとなっております。ここで改正をさせていただいている分につきましては、その間についてのいわゆる給与の補償については一切行わないというところの規定を置かせていただくために改正をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○ 9 番（重松一徳君）

これは介護も同じ扱いになりますか。というのは、これは多分育児休業と介護は条例で定めていると思いますけれども、この関係はどうなっていますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この分の介護休暇については、同居するか、要介護に関し5日、2人以上の場合にあっては10日ということで、ただし、無給になっております。通常の介護休暇、この分については3回を越えず、かつ通算90日を越えない範囲ということで、ただし、給与については無給ということになっております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

無給であっても、取得の権利はありますね。フルタイムの会計年度任用職員は、無給であっても育児休暇、介護休暇を取得することはできると思いますけれども、この辺の扱いはどうなっているのか。ちょっと私もこれだけを見てもなかなかわからないんですけれども。

○議長（品川義則君）

重松議員、後ほどということでよろしいですか。

○9番（重松一徳君）

はい、いいです。

○議長（品川義則君）

では、お願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第46号に対する質疑を終結いたします。

日程第7 議案第47号

○議長（品川義則君）

日程第7．議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議

題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第47号に対する質疑を終結いたします。

日程第8 議案第48号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第48号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第48号に対する質疑を終結いたします。

日程第9 議案第49号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第49号 基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第49号に対する質疑を終結いたします。

日程第10 議案第50号

○議長（品川義則君）

日程第10．議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第50号に対する質疑を終結いたします。

日程第11 議案第51号

○議長（品川義則君）

日程第11．議案第51号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

基山町非常勤特別職、これは消防団員ですけれども、消防団員の確保や各行事、訓練、そして実際の火災への出動の向上に報酬の見直しがどれだけ有効かというのはちょっとわかりませんけれども、一人一人の団員に金額がこれだけ上がりますというのはどういう形で伝わるのでしょうか、あるいは、どういう形で伝えていただくのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

団員への周知については、毎月定例の部長会等を開催させていただいておりますので、こちらのほうから直接団員のほうに御説明をしていただければと思っておりますし、必要があれば、説明の文書は作成をしたいと考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

多分部長会があるので、部長から各団員には伝わるのかというふうにも思いますけれども、違うんですかね。団員という……。

○議長（品川義則君）

今そのように答弁されましたけど。

○5番（末次 明君）

それで、この報酬なんですけれども、どのような手順で今の段階では各部にお支払いはされているのでしょうか。団員はあくまでも個人名での、1人に対して幾らというふうになっているかと思いますが、実際のところは、部単位で払われているのでしょうか。それと、あと支援団員と本団員の違いもあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この報酬につきましては、それぞれ団員のほうにお支払いをさせていただいておりますのでございます。

○議長（品川義則君）

課長、方法はどのような方法でされていますか。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この分につきましては、各部を通じてお支払いをさせていただいておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○５番（末次 明君）

そうすると、各部から今度は個人のほうにわたっているかどうかというのは、あくまでも各部の判断でお任せしてあるんでしょうか。個人名義の通帳に行くわけじゃないんでしょう。各部、５部なら５部の会計の通帳に行くわけですか。個人に行っているんですか。そうすると、使い方はあくまでも個人が自由に使っていいということになるんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

お支払いに関しては、各部を通じてお支払いをしておりますけれども、お一人お一人に受領印をいただいておりますので、団員の手元に入っておると思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○７番（久保山義明君）

ちょっと１点だけ。これは提案理由の中に地方自治法の法改正によって整理され、そして消防団の処遇改善というふうになっております。これは法改正と処遇改善は何がリンクしているんですかね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、議員がおっしゃった法改正の部分は、直接的な消防団員の報酬等に係る部分ではございませんで、新旧対照表を見ていただくとわかりますけれども、その分につきましては議案資料の29ページにございますけれども、この第１条の部分の地方自治法が少し号ずれを起こしておりましたので、その分を改正させていただいたというのがまず一つの改正でござい

ます。

消防団に関しましては、いわゆる処遇改善ということで、今回、全国的には少なくとも1万円以下の消防団の報酬はなくしていこうという消防庁の動きもございましたので、そういった動きも受けたところで今回、改正をさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

消防団に報酬をやっています。はっきり言って——地方交付税の算定では、消防団員は4万幾らか、そのような基準額になって、基山町においてはやっと1万2,000円、他の町村においてもばらばらで、鳥栖市あたりは4万円ぐらいの団員報酬があっています。

ちょっと質問ですけど、総務企画課長は、今1万円以下の消防団員をなくそうということで底上げをしたということで、極端な場合、消防団長とか部長とか、そういう報酬については全く見なくて、支援団員は6,000円と、本当の団員じゃないから1万円以下でもいいというふうな根拠になっていると思いますし、これについて抜本的に消防団員の報酬の見直しとか、そういうのを検討というか、他の市町村に比べて基山町の消防団員の報酬が非常に少ないという現実がありますけど、それについて、これはいろんな絡みがあると思います。消防団の各部の編成の問題とか、いろんな問題がありますけど、今はただ消防庁から通達か何かが来て、1万円以下の消防団員は見直せと、見直すべきということで、そこだけしか見ていない、全体の報酬の適正化とかを含めた今回の改正ではないということですね。1万円以下の最低基準を引き上げただけ、そこだけしか見ていないということですね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、きっかけとしてはそういうことがあったということで、それぞれの、例えば、団長の報酬であったり、そういったところも検討はさせていただいたところでございます。

そういった中で、例えば、それぞれの立場ごとの報酬を見ていきますと、先ほど議員おっしゃったような交付税の算定基礎に用いられている部分からすれば、それよりも高額な部分もありますし、言われるように、その状態にない部分もありました。そういった中では、一応県内の部分も参考にさせていただこうということで、県内の状況を見たときに、特に一般の

団員、それから班長クラス、こういったところの見直しは必要であろうということで、今回、支援団員、団員、それから班長の部分について見直しをさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それと、先ほど末次議員から言われたとき、総務企画課長は対応に苦しい答弁があったように私は感じますが、本来は——消防団員報酬が本当に団員個人個人の振替口座に行っているのか。恐らく私としては——各部に委任状をもらってやってあると言いますが、今までの経過というのがありますから非常に問題があるし、個人個人の口座に団員報酬として振り込みをされてあるのか、各部に全体として15名なら15名の団員分ということで委任状をもらって部長に渡してあるか、その辺はわかりますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

口座で振りかえることも可能だと思っております。ただ、現状としては、部長を通じてお渡しをさせていただいておりますけれども、お渡しをさせていただく書類の中では委任状ということではなくて、受領しましたという受領印をいただいております。先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

その辺は私は改革というか、やはり報酬の直接払いの原則がありますよね、直接本人に。だから、極端な場合、言い方は悪いですけど、そこの中で幽霊団員がいるとかという問題、そうしたいろんな問題が、今までそういう経過としてありますけど、私は今後口座振替として直接本人の口座預金に入るとか、その辺の県内状況とかいろんな調査をして、もうそろそろその辺も考え直さんといかんのじゃないかということをひとつ提示して終わりますけど、その辺は町長、何かありましたら。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今のは、いわゆる不正が行われていると、そういうことを言われているんですか。（発言する者あり）いやいや、受領印をちゃんともらっているのに、その人に行っていないということを暗に言われていると思いますので、そこはきちんと調査させていただいて、もしそういう現実があるのであれば、それは厳しくやらないといけないですよね。まずはやり方を変えるんじゃないくて、今、間違ったことが行われているんだったら、厳しくやりたいと思います。特に、今、御主張があったお二方の部を中心にやって、もちろん、ほかの部も全部やりますけどね。だってまずいでしょう。そんなことが行われて、どこかのポケットに入っているみたいな話だったら、これは大変なことだと思いますので、きちんと調査させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第51号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第52号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第52号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第53号

○議長（品川義則君）

日程第13. 議案第53号 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第53号に対する質疑を終結いたします。

日程第14 同意第7号

○議長（品川義則君）

日程第14. 同意第7号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第7号に対する質疑を終結します。

日程第15 同意第8号

○議長（品川義則君）

日程第15. 同意第8号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回、資料が入っていましたね。今まで、この間、6月か、記憶がちょっとあれですけど、ことし初めにお一人かわられましたけど、そのときにはこういう資料が入ってきませんでしたけど、今回は追加資料で4ページに基山町教育委員の選考についての資料が入っております。

その中に、まず1では、やめられた方が若基小校区だったから若基小校区の方が望ましい。2番目に、現在、教育委員としては男性2名、女性2名ですので、やめられた方が女性なので、後任も女性の方が望ましい。3番目に、小・中学校に子どもを持つ保護者であることが望ましいということを書いてありますけど、たしか10月の教育委員会の定例会では、ある委員が、要するに子どもを持つ保護者、もしくは教育関係の経験者が望ましいみたいに報告書に記入されておりましたし——それが10月の定例委員会だから、日にちは下旬だったような気がするんですね。そして、11月の間に新しく教育委員の選考があって、今回の同意が出ていますけど、選任に当たっては本当に大変だとは思いますが、そして12月の上旬には既に委員が出ているというところがちょっと——偏ってはいけませんけれども、この現状からすると、今回、この方の同意が得られれば、保護者的にはお二人が入られる。それと、一般の有識者じゃないですね、いろんな経験をもとにされている方がお二人入られるということで、教育関係者は教育長のみになられる。偏ってはいけませんけれども、今回、教育関係の方は

なかなか選任が難しかったのかなという思いはいたします。

それと、ちょっと気になることは、今回、総合教育会議が始まりましたよね、平成27年から28年やったですかね。そういうときは、執行機関、要するに首長のもとからその会議の主宰を申し込まれて、教育委員会の5名が入られた中で、いじめを発端としたいろんな議案というか、お話がされる中に、今回、こちらの方は行政の管理職の関係者になられるということだから、ちょっと総合教育会議とかには、もしかしたら、そういう管理職の方が傍聴者というか、意見を求めるというところで入られることもあるし、万が一、教育委員会のほうに入られることもないとは限らないので、ちょっとそこら辺の説明をもう少しいただければと思います。

○議長（品川義則君）

大久保議員、前段と後段で何を質問されたのか、全くわからないんですけども、もう少し簡潔にお願いできませんでしょうか。

○4番（大久保由美子君）

前半では、教育関係者の選任が難しかったのでしょうかというところですね。

それから、後半では、要するに総合教育会議には管理職の課長も入った会議が行われる中に、今回の教育委員の方が関係者の方の親族だから、私的にはちょっと対等な立場で意見が、話し合いができるのかというところがありますので、ちょっとそこら辺の、今回、同意を求められた、推薦されたところら辺の説明をいただきたい。よろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

はい。

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

教育委員の選考についてということで御質問をいただきましたけれども、まず第一に考えたところが基山小学校区と若基小学校区のバランスという点で、ちょっと若基小学校の件についても今回、この議会でもたくさん質問が出ておりましたので、若基小学校区から選出したいという思いが一つ強くありました。ということと、2番目に書いている、できれば女性の委員を確保したいということもありました。

教育関係者も検討いたしましたけれども、なかなかやはり難しかったというところがございます。それと、対象者もおられましたけれども、ちょっと御高齢であったりとか、そう

いったことを考えて、教育関係者の選出は少し難しかったというところがありました。

それと、もう一点の行政のほうに関係者がいるのではないかとこのところがございますけれども、事務局に入っていなければ問題がないだろうということで、例えば、教育委員会の教育学習課長のところであると問題でしょうけれども、その点ではクリアできるのではないかとこの考えがございました。例えば、監査委員と会計管理者が血縁関係にあってはいけないというふうな条項はありましたけれども、教育委員の選出についてはそういったところも、大分見ましたけれども、問題がなかったのも、そこはクリアできると考えて、今回、委員を選出したところがございます。それについては教育委員とか町長とも相談の上でこの方をぜひお願いしたいということで今回選出しておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

私も大久保議員と同じようなところですが、まず、教育委員会制度というところでは、教育委員会制度の趣旨として、政治的中立性の確保ということで、教育はその内容が中立・公正であることが極めて重要、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要ということであつたわけでは御存じのとおりだと思います。

先ほどお話しされたように、教育学習課等が関係していなければ問題ないんじゃないかということですが、教育長としては、教育に関することに関しては、例えば、総務企画課なり、教育学習課、まちづくり課、あるいは定住に関する部分に関しても教育に関することはいろいろ進言しなくちゃいけない場合も出てくると思いますし、管理職の方が人事で別の課に異動されるということも——その辺は配慮されると思いますけれども、いま一度だけ教育長にその部分に関しては中立性を担保できる、中立性が極めて重要ということで書いてあるんですよね。その辺は間違いなく担保できるというふうに思われますか、お願いします。

○議長（品川義則君）

松石議員、政治的に中立を保てるかでしょう。

○3番（松石健児君）

はい。

○議長（品川義則君）

ただの中立ではないですよ。何の中立を——政治的に中立を求めるというふうになっていないですか。

○3番（松石健児君）

そうです。

○議長（品川義則君）

その点でよろしいですね。

○3番（松石健児君）

はい。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

その点については確保できるというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第8号に対する質疑を終結します。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時48分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程に入ります前に、議案第46号のときに、重松議員の質問に対しての答弁がまだございましたので、総務企画課長に答弁させます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

重松議員の御質問でございましたけれども、育児休業、それから介護休暇について取得できるのかというお尋ねでございましたけれども、この分については、条例改正の中で規則委任をさせていただいておりますけれども、その中でも規定をしていきたいと思っております。

けれども、現実的な話をする、一定の要件を満たされればいずれにしても取得できると考えられますので取得できます。規則を策定するに当たっては、人事院規則の15-15などを参考にしながら定めていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員よろしいですか。

○9番（重松一徳君）

はい。

○議長（品川義則君）

では、日程に入ります。

日程第16 議案第54号

○議長（品川義則君）

日程第16. 議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の45ページをお開きください。

46ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

47、48ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

49ページ、第2表 地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、次に、事項別明細書に入ります。

事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目、2目、3目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目、2目。7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款2項2目、3目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款1項2目。10ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項2目、10目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款3項5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款1項1目、6目。16ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出へ入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目、2目、3目。18ページ、ありませんか。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

資料も出していただいていますので、ちょっとここでお尋ねします。

19節．負担金補助及び交付金の分なんですけれども、この追加資料、これはいつの追加資料だ、12月3日の分ですね。追加資料、各種大会出場費補助金一覧というのがありますが、これは2款1項1目19節に係ることで資料が出ているんですかね。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

追加資料の説明をさせていただきます。

各種大会の補助金一覧ということで、追加資料の12ページに掲載させていただいております。こちらは社会教育の振興のために出場する者に対して行う補助となっております。ですので、学校教育を除く社会教育の大会で九州・全国大会、世界大会等に出場される方に対して行う補助金となっております。

○議長（品川義則君）

委員会で関連して要求をしております。この資料につきましては、この款の。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

じゃ、ちょっと改めて確認します。これは10款とは関係ない、10款の内容ですか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

私が説明させていただいた部分は10款になります。

○議長（品川義則君）

では、10款でまたよろしいですか。

○7番（久保山義明君）

はい。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項4目、5目、6目。19ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項7目、8目、10目、11目、13目、15目。末次議員。

○5番（末次 明君）

7目、交通安全対策費の委託料、樹木伐採委託料ですけれども、けやき台の交通規制の標識及び確認、確保のための樹木伐採というふうに説明を受けましたが、けやき台と言うからには、やっぱりある程度ケヤキが植わっているというのが私たちのイメージなんですけれども、実際に、このケヤキというのは根元から完全に切ってしまうんですか。それとも見通しがいのように剪定をして、太ったらまた切っていくという、そういう方法で対応されるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

けやき台のケヤキ等の樹木でございます。今、全体で592本植栽がされておる中で、今回92

本、15%を切るわけですがけれども、伐採の方法としては根元から伐採を考えているところではございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

並木道といいますか、樹木については大きくならない木、それから落ち葉が落ちないような常緑の木とかいろいろありますけれども、ケヤキはどっちかというとな葉っぱも落ちるし木も大きくなるというイメージがあるんですけど、そうすると、交通標識を立ててしまうと、それに見合わないというか、ちょっと小さ目の木も植えないということなんですか。特に大通りを横断するあの道には。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

今予定しています伐採箇所につきましては、ケヤキとかホルトの木が結構大きくなっている部分がございます、実際標識が邪魔になっている部分がございます。この伐採後については、今のところ木を植えるということは考えておりません。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

同じところの質問なんですけど、結構交差点のあたりを伐採するように、この資料52ページにもいただいていますけれども、この中で、例えば、交差点ですね、ほぼほぼそこには低木は植栽されているんですかね。要するに、以前も事故がありましたね、交差点での事故に、防止の柵がないというか、そういう事故も発生して、むしろそういうところには安全の柵じゃないけど、ポールを立てるとか、そういうことも言っている中に、安全上に伐採されたら、そこに低木で、安全上、低木とかが植わっていて、車の交通安全には支障がないんでしょうかねというのが一つなんですけど。

それともう一つ、南北のところは結構、向こうの三国のほうが開通することによって車の量がふえるのかなという私的な考えなんですけど、両サイドの円周と言うんですか、そこら辺も結構伐採の中に入っておりますけれども、そこもやっぱり必要があったというところで認

識していいんですかね。それと11月に運営委員会で何か御説明があったとは聞いていますけど、住民の中にはいろんな御意見はあると思うんですよね、余り切り過ぎて見かけが悪かったり、そんなに切ってほしくなかったりとか、そういうところはうまく調整していらっしゃるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

まず1点目の御質問でございます。

交差点近くにつきましては、今低木等ある部分もあるかと思えますけれども、今まだ交通安全対策として役場でしなければいけない部分がまだ残っております。その中では、白坂久保田2号線の信号機のある交差点2カ所に進入防止柵バリカーの設置であったりとか、そういったところについてはまだ今年度中にやる部分がありますので、この分は実施していきたいというふうに考えております。

それと、南北側の伐採の部分でございますけれども、この部分については、警察と一本一本木のほうを確認しまして、切る必要がある部分についての伐採を予定しているところでございます。

それと、11月で各区のほうで、運営委員会で区長さんのほうから御説明をいただいております。その分につきましては、今のところ住民からいろいろ切ってほしくないとか、そういったところのお話は上がってきておりません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 4 項 9 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 6 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 1 項 1 目、2 目、4 目、5 目。民生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 1 項 6 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 2 項 1 目、2 目。28ページまで。大山議員。

○11番（大山勝代君）

資料が出ていますね、54ページの小規模保育の関係ですけれども、ころころ保育園が辞退されたという以降のことが具体的にわからないまま今回こういう補正が出ていますが、その場所は、私が幾つか疑問に思ったところは、賃貸で2階は住居されてあるというのが1つと、それと、ころころ保育園が辞退された時点のゼロ歳から2歳の子どもたちが、そのまま多分ころころ保育園に入ったままなので、小規模の19人以下の需要が余りないのではないかなというふうに思っていましたけれども、その辺の経過がわかったら教えてください。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、貸し付けの物件に関してですけれども、こちらは民間事業者のほうに対しての補助ということですので、うちのほうからここでしてください。もしくはそういうことでお願いした物件ではありません。そこは補足させていただきたいと思います。

ただ、不動産の情報と公開されている情報で言えば、併用住宅、上の2階の部分については居住用地として引き続き利用というふうに出されておりましたので、引き続きそういう形で利用をされると思っております。

それから、小規模保育、こころ保育園については19名程度入っております。それから、そのまま引き続き入られるということですが、枠としては2歳児が8名いらっしゃいました。2歳児の方は来年度3歳児になりますので、そのまま上がった分は8名の枠が単純に減少するような形になるかと思います。

それから、小規模保育を廃止した場合については、意向について調整を行う必要がございます。基山町においてこころ保育園の連携保育所というのが基山保育園になっております。ですので、希望される方については基山保育園に移動されるということになってくると思いますし、こころ保育園だけのことで申し上げれば、無認可の分については、ゼロ歳児から2歳児も引き続きされるということです。無認可に残られるという方もいらっしゃるというふうに聞いております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そしたら、多分10区のあの場所だよねというのを頭に置いてですね。どこが認可を受けられるというのが今ここで教えていただいていいのですか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

補助金申請として提出されているのはちびはる保育園でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回、新しく賃貸でちびはるさんがされる小規模ですね。そこで今さっき説明されましたように、共有というか、もともとその建物にはそこにもともとお住まいの方がいらっしゃったところの下を借りられるわけですね。ということは、私が一番気になるのは、そういう小規模の小さい子どもさんを預かるそこに同じく貸し手の方が住まわれているところで、私的には火災というか、そういうところがちょっと気になるんですけど、そういうところはどういうふうにお話をされるんですか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

問題があるかという話になると、全く問題がないというふうに考えております。といいま
すのも、今現在あるモール商店街のちびはる保育園も同様の形態をとっておりますし、そも
そも小規模保育事業所19名というのは、個別に施設を持つのではなくて、そういったマン
ションの一室であったり、そういったことも想定した運用とされておりますので、当然、今
回は2階建ての併用住宅ではございますけれども、そういったことに対しての基準というの
を設けておりますので、十分対応できるものと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。河野議員。

○8番（河野保久君）

その下の扶助費の給付費、施設型給付費とたんぽぽ保育園のやつと、いわゆる両方とも人
数増で補正を立てましたということなんですけど、今現在の園児数と言うんですか、人数を
教えていただけますか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

別資料のほうに出しておりますけれども、12月3日付けの資料のほう、8ページをごらん
ください。

一番下段のほうになりますけれども、年度末の見込みの利用人数として、たんぽぽ保育園
が161名、施設型給付費は認定こども園バディ保育園等になりますけれども、バディ認定こ
ども園が120名となっております。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

28ページのほうなんですけど、たくさん何かな、施設型給付、施設給付費、そして28ペー
ジは地域型保育施設給付費、この1,480万円、要するに小規模保育の増によるものというふ
うな説明を受けましたけど、ちびはるにしてもころころとか、そういう全体的な小規模を

持つてあるところの増ということでよろしいんですかね。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

28ページの分、地域型保育施設給付費、こちらが小規模保育事業所2園分になります。ちびはる保育園ところろ保育園、それぞれ13名程度で想定しておりましたけれども、どちらの園等も19名程度年度末に入りますので、その分の増というふうになっております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次へ行きます。

4款1項1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項1目、2目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

30ページでよろしいですかね。ここの1目の11節で、消耗費というところで西側のテントを張りかえるということで20万円と上げられて説明がありましたけど、また同じようなテントになるんでしょうかね。そこには本当に一般質問をしましたけど、油とかダンボールとか新聞紙、それからいろんなほかに、そういういろんな燃えやすいものが結構多かったと思いますから、一般質問でも消火器の設置は必要ないですかとお尋ねしたんですけど、その設置のお考えはないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

一般質問でもそういう御指摘があったのを踏まえまして、そのすぐ近くに置いておくとして自体が使えませんので、少し離れた庁舎等の車庫棟とかに設置をしたいと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○４番（大久保由美子君）

万が一、本当にあつてはならないことなんですけど、万が一そういう不審火でも出たときに、今おっしゃっていたちょっと離れた車庫とおっしゃっていました。そういうところって常時あいてはいないんでしょう。外に取りつけ、その間に誰かが119番とかされるかもしれませんが、どんなでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

そうですね、夕方になると一旦シャッターを閉めますので、中に置いておくと、それは一度あけなければいけないというロスがございますので、少しその辺も検討しながら設置場所を考えたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

５款１項１目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

６款１項２目、３目、５目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

６款２項２目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

７款１項１目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

８款１項１目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

2目の19節、跨線橋のところで負担金が365万1,000円ということで、けやき台駅、JRの工事による増というふうな説明をいただきましたけど、これってもともとある程度の金額で請け負ってあったと思うんですけど、どういうところでこの360万円もの増が発生したのでしょうかね。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

これにつきましては予算をいただきまして協定を結んでおります。その後、協定に基づき現地調査あるいはそういった資材調達をされたところで著しい、ここで言う軌陸車、専用の高所作業車なんですが、その値段の上昇があったというところで、これについては市場の上昇ですので、対応をする必要があるということで協定の増額を検討する中で予算を上げさせていただいております。

○議長（品川義則君）

次へ行きます。

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目、2目。末次議員。

○5番（末次 明君）

2目の非常備消防費、こちらのほうの8節の報償費、これは消防団員の退職団員退職報償金の減51万9,000円ですが、途中でこういうふうに削減されるというのは、当初立ててあった団員の退職団員予定数よりも、やはり退職する方が少なくなっているというふうに見える

んですか。実際、この51万9,000円はどういう金額なんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確におっしゃったように、当初予定をいたしておりました人数から減少したということでございます。

それで、これは昨年度の場合でございましたけれども、通常の退団ではなくて、途中で退団される場合もあって改めて補正する場合もございましたので、この時期に精算をさせていただいたというところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

今、課長が説明されたようなことも途中でまだ低年ですか、若いうちにやめられるという方もいらっしゃるでしょうけど、私がここで一番心配するところは、やめるにやめられない団員の方がいらっしゃるんじゃないかなということを危惧するんですけど、そういうことは今のところはないんですかね、この減で。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今年度の場合については、今年度の場合というよりも毎年でございますけれども、当初予算前にそれぞれの各部の意向を聞いて予算化させていただいておりますけれども、退団ができなくて残ったということではなくて、その予定が変わったというところで今回更正をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

このあたりにつきましては、ぜひもともと今年度といいますか、翌年度に退団予定の方の意向とかを実際聞いていただいて、本当に退団したいのであれば、気持ちよく退団していただくという形で町のほうも対応していただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そもそもこの退職報償金に関しましては、一昨年までぐらいでしたかね、退団者が決まった後に補正でお支払いをさせていただいていまして、どうしても支払いの時期が6月以降であつたりとか、そういったところもありまして、議員のほうからも退団した時期に支給すべきではないかというところで、まず4月に支給できるようにということで当初予算に上げさせていただいております。その中では、先ほど申し上げましたように、各部のそういった意向を踏まえたところで予算化をさせていただいておりますので、その意向については十分に各部の意見を反映したところで予算化はさせていただいておりますのでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目、40ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目、3目、4目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

10款2項1目の関係、需用費の関係ですけれども、小学校の教室の改修をまた今年度も行うという形で、これは昨年、ふれあい教室に会議室を、実はふれあい教室のほうにしたと。そして新たにふれあい教室だったところを、資料の10ページからいくと1年4組にしたという形になりますね。そして今回また今度、前回ふれあい教室にしたところを今度はまた普通教室のほうに改修するという形で、もう基本的に基山小学校の教室はもう足らないと、実情がですね。

前回の議案審議の中でも少し説明、委員会、全員協議会の説明では、来年度もそういうふうなやり方によって対策はできるというふうな、そこですけれども、今の基山町の人口動態から見れば、当面、特に基山小学校の教室は増築しなければならないというふうになると思いますけれども、今後どうされますか。私わからないんですね。例えば、1年生とか、特に

小学校に入ってきて新しい、なじむのに時間がかかると。できるだけ私は同じ列といいましょうか、1年1組から1年4組まで並べたほうがいいんだと。隣に自分の顔見知りの子がいるとか、その安心感の中であるんでしょうけれども、前回の場合はまだよかったんですけども、どのような教室の配置をやっ払いこうというふうな考えなんでしょうか。そして、特にまた今度ふれあい教室にしてもそうなんですけれども、家庭科、被服室の2階のところに今度ふれあい教室をぽんと回すと。そうすると、私はそこもやっぱり一緒だろうと思うんですね。同じ顔見知りの子がいるとかなんとか、そういうふうな中で教育というのが私は進めるべきではないのかと。ただ単に物入れの教室をつくったからそれでいいというふうには、私は全然、特に思わないんですけれども、この辺は基本的にはどのようなお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

まず、昨年の改修についてですけれども、昨年改修した部分は、2階のこちらの追加の資料の10ページのほうで御説明させていただきますけれども、昨年、ふれあい教室を普通教室に改修したのは、この2階の部分の2－3の教室、こちらが2区画あった部分を仕切りを取り除きまして普通教室に変更をしております。それと、ふれあい教室ということで、1階昇降口から正面の部分の会議室を3教室に分割しているというのが昨年の修繕の内容でございます。

今後、児童数がふえることに対してということで、ふえる予想ではありますけれども、そこはまず来年に爆発的にふえるということではないかと思えます。ある程度の推計の部分もこちらのほうである程度推計したところで今後の教室利用のほうを考えておりますけれども、今後、教室増ということになれば、2階の特別教室、通級指導教室というのがありますけれども、その部分を普通教室に変更させていくというような形での対応を現時点では考えております。

重松議員おっしゃいましたように、なるべくであれば一学年で続きの教室というところが一番望ましいかと思えますけれども、建物の構造上、そういう部分がとれませんけれども、ただ、廊下を挟んでそれほど遠くない位置に教室がございますので、特にその部分で児童が切り離されたような環境になるということではないと思えますので、そこは学校側も教室の配置等は考えながら今回、来年度意向も計画をしてみたいと思いますので、そういう部分につい

ては大丈夫であろうというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、2目、3目。久保山議員。

○7番（久保山義明君）

社会教育費じゃなくて、この保健体育費、5項のところのあれかな、各種補助金に関しては。

それで、せっかく資料も出しているんですけども、なかなかやはり個人で、例えば、社会体育のほうで、例えば、スイミングですとかいろんな活動をされていらっしゃるお子さま方もいらっしゃるんですけど、なかなかこの周知がなされていない。私も相談を受けて初めて、あっ、そういう制度があったんですねというふうに、過去何年も九州大会とか出ていらっしゃる方でもなかなか周知されていない。ですので、これは改めてきちんと周知、やっぱり不公平感あってはいけないと思いますので周知を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

確かに、こちらのほうから情報を集めて、こちらから申請してくださいという形はとっておりませんので、やっぱり周知不足で漏れたという方は現実にはいらっしゃると思いますので、広報等を使って周知をさせていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

よろしくお願いします。それと、2目のスポーツ振興費ですね。今回、需用費で消耗品費が上がっていますが、これは聖火リレーの備品ということでしたけれども、この聖火リレー、いつ行われるのか。どこからどこまでが基山町の聖火リレーの範囲なのか。そして、この備品に関しては誰に支給されるのか、お答えください。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まだコース、日程等——日程は決まっているんですけど、5月11日だったと思うんですけど、コース……。

○議長（品川義則君）

5月の何日。

○まちづくり課長（井上信治君）

ちょっと待ってください。（発言する者あり）ちょっと日にちはまた後から、済みません。コースとかはまだ公表できないということになって、もう近々公表できると思うんですけど、公表できないというふうな形になっています。ランナーのほうも誰が当選されたかというのはまだ公表されていない状況です。消耗品で考えているのが、聖火リレーで使います警備していただくスタッフの皆さんが約200名必要になってくるんですけども、学生を中心にお願いしたいと思っておりますが、こちらに帽子を作成しまして、基山町の帽子を作成しましておかぶりいただきたいということと、あと名刺というか、こういうIDみたいなものを、こういうものをスタッフにつけようと。あと誘導棒を50本ほど準備して、ロードレースの分も活用できるんですけども、少し不足している分を買わせていただきたいと思います。おります。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○7番（久保山義明君）

コースはまだ発表できないということで、恐らくリレーのランナーもスポンサー枠がほとんどだと思われます。その中で、もうほかの議会では結構警備費に相当の予算をつぎ込んで

いるんですよね。それは、じゃ、当初予算で計上するのか、もしそこで当初予算で計上するのであれば、なぜここの部分だけはこの12月補正で出されたのか、そのあたりをお答えください。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まず、当初予算のほうでは予算計上する考えはございません。5月の開催なので、当初予算では準備が間に合わないということで今回お願いしております。また、よその自治体で相当額の金額が上がっておりますのは、東京オリンピックオフィシャルの服とかジャケットとか、相当な金額のものになっております。それを使うとなると、こういう金額で全くおさまらないんですが、大きなイベントではありますが一日で終わるイベントですので、そこは基山町なりに工夫して予算を使わない形で、オリジナルでつくっていきたいということで今回この予算になっております。

済みません、聖火リレー5月11日開催となっております。よろしくお願いします。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款1項1目、2目、45ページ。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

この1目の15節の件なんですけど、以前、全協なり説明があったのかもしれませんが、私の聞き漏れか忘れているかでしょうけど、結構大きな数字ですけど、これって場所的に京ノ坪とおっしゃいましたかね、それと黒目牛地区というふうな説明を今回はいただきましたけど、大体何カ所とか、どれぐらいの災害があったのかをちょっと御説明いただけますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

1目の農地農業用施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、京ノ坪地区、これは丸林のうそん谷線の近くになるんですけれども、京ノ坪地区が、田が1カ所と水路が1

カ所になります。黒目牛地区、これは園部のほうになります。こちらも田が1カ所と水路が1カ所となっております。京ノ坪地区が7月の台風豪雨、黒目牛が8月豪雨ということで、復旧費をここで上げさせていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。46ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第54号に対する質疑を集結いたします。

日程第17 議案第55号

○議長（品川義則君）

日程第17. 議案第55号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の50ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

51ページ、第1表。歳入歳出予算補正、歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

52ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項5目．諸支出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項1目．予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第55号に対する質疑を終結いたします。

日程第18 議案第56号

○議長（品川義則君）

日程第18．議案第56号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、

本案に対する質疑を行います。

議案書の53ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

54ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1 ページをお開きください。

実施計画兼事項別明細書、収益的収入及び支出の収入、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出、3 ページ、4 ページ、5 ページまで。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本的収入及び支出の収入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出の部、7 ページ、8 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、9 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ、予定損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ、予定貸借対照表、資産の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次、負債の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16ページ、資本の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第56号に対する質疑を終結いたします。

日程第19 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第19. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後 1 時46分 散会～